

豊見城市緑化ボランティア注意事項

豊見城市緑化ボランティア活動を行うにあたっては、下記事項に十分にご注意ください。

- ・ 活動にあたっては実施要綱を遵守してください。
- ・ 植樹柵等の既存の植栽が順調に生育している場合、それらを伐採、撤去した上での新たな植栽は認められません。
- ・ 営利目的または自己消費を目的とした野菜、果物等の植栽は認められません。
- ・ 大きく成長することにより舗装面等道路構造物を破損する恐れのある植物の植栽は認められません。
- ・ 人体に害を及ぼす成分を含む植物や法に抵触する植物の植栽は認められません。
- ・ 原則的に刈り払い機やチェーンソー等、周囲に危険を及ぼす可能性のある器具の使用は認められません。
- ・ 貸与した物品について、破損又は紛失のないようご注意ください。
- ・ 清掃活動や除草により生じたゴミ、草等は市が回収、処分いたしますのでご連絡ください。
- ・ 交通事故やカマ等の刃物による事故、熱中症には十分にご注意ください。
- ・ 活動中の事故または近隣住民や道路利用者とのトラブルについては、市は一切の責任を負いません。
- ・ 事故、トラブル等があった場合はすぐにご連絡ください。
- ・ 協定書に基づいた活動範囲についても、変更となる場合があります。
- ・ 活動内容に変更があった場合、または活動を続けることができなくなった場合は、すぐにご連絡ください。

連絡先

豊見城市役所 都市建設部 道路課

TEL : 098-850-5306

FAX : 098-850-6323

E-Mail : kanri-g@city.tomigusuku.lg.jp